

「日・米・中法意識比較研究」調査基本報告書

法意識国際比較研究会

河合 幹雄 (桐蔭横浜大学教授)

藤本 亮 (静岡大学助教授)

ダニエル・H・フット (東京大学教授)

加藤 雅信 (名古屋大学教授)

野口 裕之 (名古屋大学教授)

岡田 幸宏 (同志社大学教授)

太田 勝造 (東京大学教授)

菅原 郁夫 (名古屋大学教授)

高見澤 磨 (東京大学教授)

マイケル・K・ヤング (ユタ大学学長)

第一章 序章

(1) はじめに

われわれ法意識国際比較研究会⁽¹⁾は、西洋社会と東洋社会の「法意識」の異同について実証的に検討するために、日本・アメリカ・中国で、それぞれ全国調査を実施した。各調査の基本報告書は既に本誌で発表されており⁽²⁾、その他にも、論文・著書・シンポジウムの形で分析結果を公表している⁽³⁾。本稿の目的は、最も意義深いと思われる三国間の比較に役立てるために、主質問を中心に、単純集計の比較結果を示すものである。

(2) 調査概要

三国における調査の実施について、既に各国の基本報告書にそれぞれ

〈2〉「日・米・中法意識比較研究」調査基本報告書（河合、他）

詳細に記されている。ここでは、その概略のみを、調査順に示しておく。

調査票は、日本語で作成した後、中国語、英語に翻訳、バックトランスレーション等の検討を経て確定している⁽⁴⁾フェイスシートは各国ごとに異なり、調査項目についても、日米は同一であるが、中国版のみ、内容、順序ともに微妙に異なる。中国で質問していない設問については、*印をつけ、グラフと分析からはずしている。

最初に実施したのは中国調査である。中国全土に渡る実証的法意識調査は、本調査が初めてのものである。実施時期は、1995年5月から6月にかけて。回収された調査表は5007件、うちデータの不完全なものを除いた4963件が、本報告書の分析対象となっている。

調査の企画、立案については日本側が行い、監察も行った。調査主体は、法意識国際比較研究会と中国社会科学院法学研究所、調査実施機関は、中国・国家統計局である。方法は面接法である。調査対象は、18歳以上の中国人。サンプリングは、多段階層化抽出法で割当法を用いた。具体的には、六つの省（直轄市含む）を選定し、次に省（直轄市含む）毎に三つの県（区を含む）を選定する。県（区）は、現地の状況にもとづいていくつかの町または村を選定した後、クラスターサンプル法で（割当てを）充足する数の世帯を選定し、各世帯にいる満18歳以上の市民を対象に調査を行った。表1参照。

表1

地区	地区内訳	サンプル数	都市部数	農村部数
黒竜江省		1000	400	600
	ハルビン市	300	300	
	黒河	350	50	300
	海林	350	50	300
湖北省		1000	400	600
	武漢市	300	300	
	梯帰	350	50	300
	襄陽	350	50	300

雲南省		1000	400	600
	昆明市	300	300	
	景洪	350	50	300
	麗江	350	50	300
深圳市		400	400	
北京市		800	800	
上海市		800	800	
合計		5000	3200	1800

日本側による技術指導やチェック等、詳細については「「中国人の法意識」調査基本報告書」を参照されたい。

次に実施されたのは、日本調査である。時期は2000年3月。サンプリングは、多段階層化抽出法により、21の市町村を選択、各50名ないし25名の有効サンプルを集めた。合計1050標本である。そのさい、性別と年齢層（18-24、25-34、35-44、45-54、55-64、65以上）による割当法を用いている。市町村の層化と選択された市町村名は表2参照。地域の偏りについては、人口比に基づき、関東6地点、関西4地点、中部3.5地点、九州2.5地点、東北2地点、北海道、中国、四国各1地点、沖縄0地点となっている。

調査実施は、(社)輿論科学協会に依頼し留置法を用いた。回答率は22.1%であった。詳細については「「日本人の法意識」調査基本報告書」を参照されたい。

表2

日本国政団会地域統計版第9版県勢2000より

基本調査				
都市の人口規模	市町村	人口	標本数	小計
メガロポリス(8.4%)	東京23区	7,884,822	50	
東京(6.3%)大阪(2.1%)	大阪市	2,472,294	50	計100
政令指定都市(13.2%)	名古屋市	2,096,778	50	

〈4〉「日・米・中法意識比較研究」調査基本報告書（河合、他）

(東京・大阪を除く)	札幌市 福岡市	1,792,167 1,270,725	50 50	計150
上記以外の30万以上の市(17.5%)	岡山市 金沢市 いわき市	616,230 437,845 365,531	50 50 50	計150
20万以上30万未満の市(8.1%)	市原市 茨木市	279,713 256,330	50 50	計100
10万以上20万未満の市(12.4%)	小田原市 調布市 宇治市	199,085 194,864 187,267	50 50 50	計150
5万以上10万未満の市(12.5%)	米沢市 丸亀市	92,828 79,896	50 50	計100
1万以上5万未満の市町村(22.3%)	武豊町(愛知県) 野洲町(滋賀県) 鴨川市(千葉県) 益子町(栃木県) 日出町(大分県)	39,308 35,686 31,032 25,969 26,158	50 50 50 50 50	計250
1万未満の町村(6.6%)	星野村(福岡県) 月潟村(新潟近郊)	3,969 3,898	25 25	計 50
				合計 1050

米国調査は、2001年に実施した。サンプリングと回収法は、CATI 法により、有効回答1000を収集した。CATI 法とは、調査質問文をパソコン画面上に表示して、それを調査員が電話回線を介して読み上げ、その回答を即時に入力していく方法である。サンプリングは RDD (Random Digit Dialing) 法を用いた。調査対象は、アメリカ大陸諸州の通常電話回線のある家屋（住居用）に居住する18歳以上の男女である。実施は、メリーランド州立大学サーベイ研究センターに委託して行った。詳細については「「米国人の法意識」調査基本報告書」を参照されたい。

(3) 報告書の作成

この報告書は、河合幹雄・藤本亮が分析し、法意識国際比較研究会で検討したうえで、河合が執筆している。

(4) 各国サンプルの特徴について

中国については、『中国統計年鑑1996』ならびに総研編『99年版中国富力』(かんき出版)によって検証した。その結果、高学歴者と共産党員がオーバーサンプリングされている。

日本については、『日本国勢団会1999 2000年版』矢野恒太記念会編1999年、『日本の統計2000』総務庁統計局編、大蔵省印刷局2000年、『日本統計年鑑平成12年』総務庁統計局編、日本統計協会1999年、『朝日年鑑1999』年鑑辞典編集部編、朝日新聞社1999年、『平成九年貯蓄動向調査報告』総務庁統計局編、日本統計協会1998年、『活用労働統計1999年版』社会経済生産性本部活用労働統計委員会編、生産性労働情報センター1999年によって検証した。特別なサンプリングの偏りはない。

アメリカについては、U.S. Census Bureau, Statistical Abstract of the United States 2001 Editionにより2000年のデータによって検証した。電話調査のため、女性が少しオーバーサンプリングされている等、微妙な違いはあるが、大きな偏りはない。詳細は、三カ国それぞれの基本報告書を参照されたい。

三カ国それぞれの変数間に、予想された相関関係が確認され、また、因子分析によると、同一質問群が、同一因子と判定されている。

注

- (1) 法意識国際比較研究会のメンバーは以下のとおりである。代表、加藤雅信(名古屋大学)、マイケル・K・ヤング(ユタ大学)、以下会員、アルファベット順に、青木清(南山大学)、藤本亮(静岡大学)、レインホルド・ファールベック(ルンド大学)、ダニエル・H・フット(東京大学)、アレハンドロ・M・ガロ(コロンビア大学)、平林美紀(南山大学)、李衛東(神戸大学)、河合幹

〈6〉「日・米・中法意識比較研究」調査基本報告書（河合、他）

雄（桐蔭横浜大学）、金祥洙、（韓国・東国大学校）、ピシェット・マオラノンド（タイ国政府人権委員・弁護士、新潟大学）、宮下修一（静岡大学）、野口裕之（名古屋大学）、ルーク・ノッテジ（シドニー大学）、岡田幸宏（同志社大学）、太田勝造（東京大学）、トーマス・ライザー（フンボルト大学）、菅原郁夫（名古屋大学）、高見澤磨（東京大学）、ニュエン・ク・ヴィエット（ハノイ大学）である。中国社会科学院法学研究所側のメンバーは肖賢富、夏勇、高鴻鈞の各氏であった。なお、中国については、中国研究者の谷垣真理子（東京大学）、松原健太郎（東京大学）の2教授と討議を行っている。また、本研究会の活動に対して、科学研究費（国際学術調査）（1991）、名古屋大学アジア太平洋地域法制研究教育事業基金（以下、名古屋大学AP基金）（1992）、科学研究費（国際学術調査）（1994－1995）、平和中島財團（1994）、名古屋大学AP基金（1994－1995）、名古屋大学AP基金（1995－1996）、松下国際財團（1996）、日本証券奨学財團（1997）、科学研究費（国際学術調査）（1998～2000）、国際交流基金日米センター（1999－2001）、松尾綜合法律事務所（2000）、三井安田法律事務所（2000）、名古屋大学学術振興基金（2000）、社会科学国際交流江草基金（2001）、トヨタ自動車（2001）、中部電力（2001）、科学研究費（基盤研究）（2002－2003）、科学研究費（基盤研究）（2004－2007）から助成をうけた。本研究に協力をいただいた諸機関に心から謝意をあらわしたい。

(2) 法意識国際比較研究会、中国社会科学院法学研究所日本法研究センター「「中國人の法意識」調査基本報告書」名古屋大学法政論集第180号、1999年12月刊、法意識国際比較研究会「「日本人の法意識」調査基本報告書 2000年3月全国調査」名古屋大学法政論集第187号、2001年3月刊、同「『米国人の法意識』調査基本報告書 2001年8月全国調査」名古屋大学法政論集第193号、2002年9月刊。

(3) 中国については：法意識国際比較研究会「中国法意識スケーリング⁽¹⁾」名古屋大学法政論集第183号、2000年6月、

同「中国法意識スケーリング（2完）」名古屋大学法政論集第184号、2000年9月、

同「中国人の法意識（一）——一九九五年中国全国調査」ジュリスト No. 1169、

論 説〈7〉

1999年12月15日、同「中国人の法意識（二）——一九九五年中国全国調査」
ジュリストNo.1172、2000年2月15日、

同「中国人の法意識（三）——一九九五年中国全国調査」ジュリストNo.1173、
2000年3月1日、

同「中国人の法意識（四）——一九九五年中国全国調査」ジュリストNo.1178、
2000年6月1日、

同「中国人の法意識（五）——一九九五年中国全国調査」ジュリストNo.1188、
2000年11月1日、

藤本亮「中国社会における紛争解決行動と裁判処理用の法意識－1995年全
国調査データから〔1〕」判例タイムズNo.1076、2002年2月1日、

同「中国社会における紛争解決行動と裁判処理用の法意識－1995年全国調
査データから〔2〕」判例タイムズNo.1077、2002年2月15日、

同「中国社会における紛争解決行動と裁判処理用の法意識－1995年全国調
査データから〔3〕」判例タイムズNo.1079、2002年3月1日、

同「中国社会における紛争解決行動と裁判処理用の法意識－1995年全国調
査データから〔4〕（完）」判例タイムズNo.1080、2002年3月15日。

日本については：法意識国際比較研究会「日本人の法意識スケーリング」
名古屋大学法政論集第189号、2001年9月刊。

シンポジウムについて：2002年1月12日に法意識国際比較研究会と国際交
流基金日米センターの共催により、東京国際シンポジウム「西洋社会と東洋
社会の法－人はなぜ法を破るのか、日米中の法意識調査から－」を開催した。
このシンポジウムでは、法意識国際比較研究会メンバーが「調査報告：「（日・
米・中）三ヵ国法意識比較調査」として報告を行った他、河合隼雄（文部科
学省顧問－当時）氏による「人間のこころと法」と題する基調講演などが行
われた。これに続き、法意識国際比較研究会は、同年1月14日に、名古屋国
際シンポジウム「法と社会の基本構造を探る－所有・契約・社会－」を開
催した。これは、本研究会が世界的に22ヶ国／地域で調査をしてきた契約意
識調査の報告を中心としたものであった。これらのシンポジウムの報告内容
については河合隼雄・加藤雅信編著『人間の心と法』有斐閣、2003年参照。

〈8〉「日・米・中法意識比較研究」調査基本報告書（河合、他）

(4) 各国調査票は各国基本報告書参照。また、日・米の調査票は、それぞれ法意識国際比較研究会のホームページから PDF ファイルで入手できる。

第二章 主質問の全体的傾向

ここでは、主質問について三国の単純比較をおこなう。本章のグラフの縦軸は全て有効回答総数に対する百分比である。日米と中国の間で有効サンプル数が大きく異なり、その結果、各設問の有効回答数も大きく異なるため、このようにした。

1. 質問(1)

この質問(1)は、法の各分野での不可欠性を尋ねることによって、公法を重んじる律令国家的法イメージと、取引を重んじる市民的法イメージが、どのように異なるかを調査することを目的として設けられたものである。

質問(1) あなたは次のような意見に賛成ですか、反対ですか。(ア)から(エ)のそれぞれについて、あてはまるものをひとつずつ選んで番号に○をつけてください。

	賛成	どちらかといえど賛成	どちらともいえない	どちらかといえど反対	反対
(ア)家庭生活が円満にいくために法は不可欠である。	1	2	3	4	5
(イ)取引活動が社会全体としてうまくいくために法は不可欠である。	1	2	3	4	5
(ウ)犯罪防止がうまくいくために法は不可欠である。	1	2	3	4	5
(エ)国家をうまく統治していくため（おさめるため）に法は不可欠である。	1	2	3	4	5

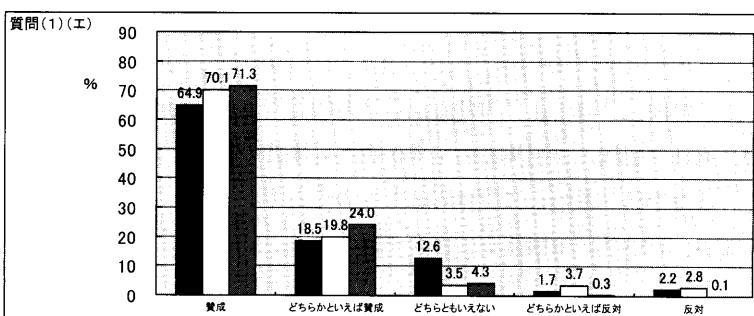
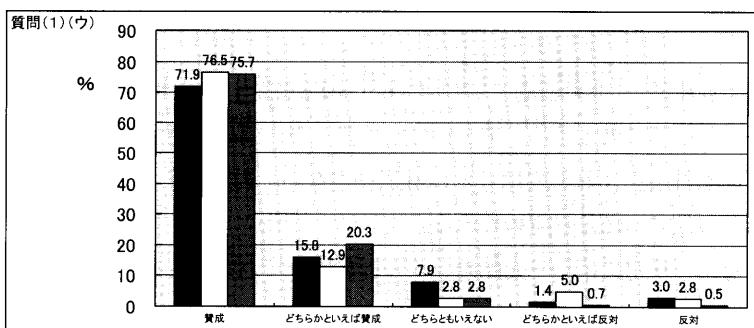
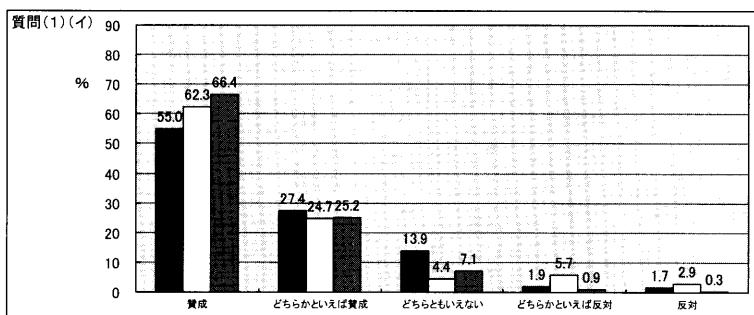
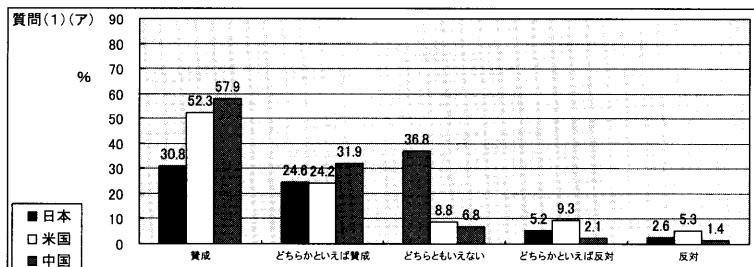


表3

		有意差検定			平均値	標準偏差	度数
		日	米	中			
質問(1)(ア)	日本		*	*	2.242	1.029	1043
	米国	*		*	1.911	1.206	984
	中国	*	*		1.572	0.818	4962
	合計				1.720	0.948	6989
質問(1)(イ)	日本		*		1.680	0.906	1040
	米国		*		1.623	1.007	991
	中国	*	*		1.436	0.697	4963
	合計				1.499	0.787	6994
質問(1)(ウ)	日本		*		1.478	0.923	1042
	米国		*		1.448	0.971	995
	中国	*	*		1.299	0.603	4962
	合計				1.347	0.724	6999
質問(1)(エ)	日本		*		1.577	0.930	1041
	米国		*		1.494	0.942	987
	中国	*	*		1.339	0.584	4962
	合計				1.397	0.711	6990

* は5%水準の有意差があることを示す

「家族生活」「取引活動」「犯罪防止」「国家統治」いずれも、中国が一番、法は不可欠とする。米・日の順で続くが、「取引活動」「犯罪防止」「国家統治」においては日米に有意差がない。言い換えると、「家族生活」のみに日米差が認められる。

なお、検定には、一元配置分散分析を用いている。

2. 質問(2)

この質問(2)は、法における国家暴力的契機、理性的契機、論理的契機、道具的契機、権利擁護的契機が調査対象者の目にどのようにうつっているかを調べるために設けられたものである。

なお、(ウ)は、中国調査には含まれていない。

質問(2) 次の(ア)から(エ)までは法のイメージについて述べたものです。あなたは A の意見と B の意見のどちらに賛成ですか。

(ア) (A の意見) 私が法を守るのは、国家によって強制されているからである。

(B の意見) 私が法を守るのは、法の厳密な規定の仕方(しっかりした定め方)と法律家の論理には、かなわないからである。

1	2	3	4	5
A に賛成	どちらかといえば A に賛成	どちらともい えない	どちらかといえば B に賛成	B に賛成

(イ) (A の意見) 私が法を守るのは、国家によって強制されているからである。

(B の意見) 私が法を守るのは、法の内容が正しいからである。

1	2	3	4	5
A に賛成	どちらかといえば A に賛成	どちらともい えない	どちらかといえば B に賛成	B に賛成

(ウ) * (A の意見) 私が法を守るのは、法の厳密な規定の仕方(しっかりした定め方)と法律家の論理には、かなわないからである。

(B の意見) 私が法を守るのは、法の内容が正しいからである。

1	2	3	4	5
A に賛成	どちらかといえば A に賛成	どちらともい えない	どちらかといえば B に賛成	B に賛成

(エ) (A の意見) 法は、国家が国民を統治する(おさめる)道具である。

(B の意見) 法の目的は、国民が国家の侵害から自分の権利を守ることである。

1	2	3	4	5
A に賛成	どちらかといえば A に賛成	どちらともい えない	どちらかといえば B に賛成	B に賛成

〈12〉「日・米・中法意識比較研究」調査基本報告書（河合、他）

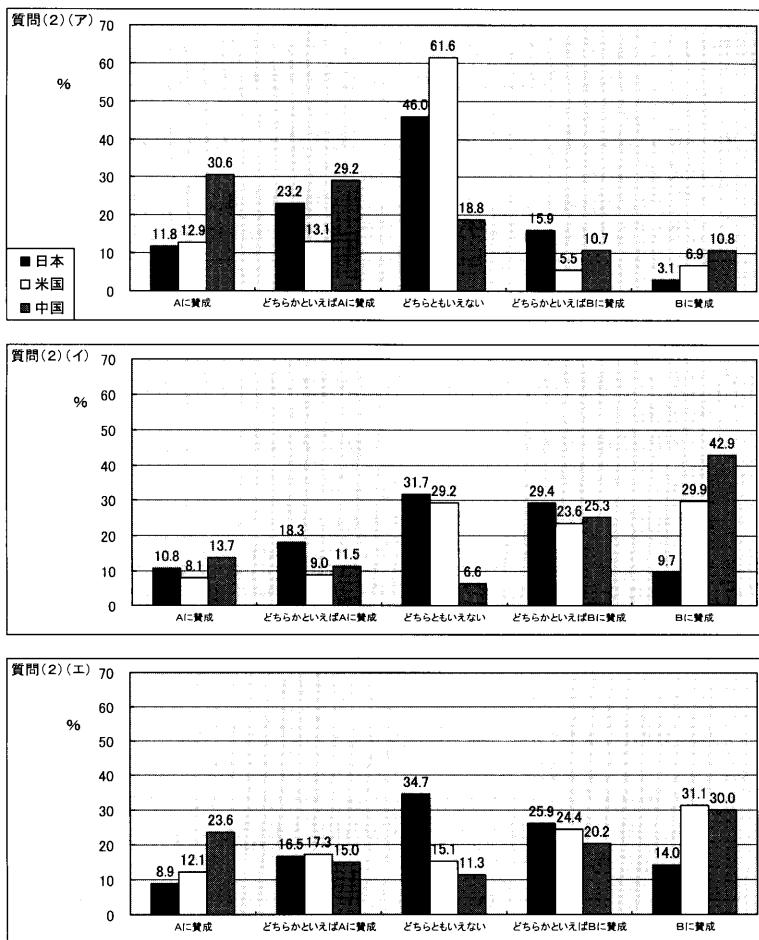


表4

	日本	有意差検定			平均値	標準偏差	度数
		日	米	中			
質問(2)(ア)	日本		*		2.753	0.963	1041
	米国			*	2.803	0.970	991
	中国	*	*		2.420	1.310	4959
	合計				2.524	1.231	6991

質問(2)(イ)	日本	*	*	3.088	1.137	1043
	米国	*	*	3.582	1.230	995
	中国	*	*	3.721	1.454	4962
	合計			3.607	1.398	7000
質問(2)(エ)	日本	*	*	3.197	1.141	1037
	米国	*	*	3.451	1.395	973
	中国	*	*	3.180	1.569	4962
	合計			3.220	1.492	6972

* は 5 % 水準の有意差があることを示す

まず、(ア)によると、法のイメージとして、中国のみ「国家の強制力」の要素が、「法律や法律家の論理」の要素に、ややまさる。日米は、逆の傾向であり、日米間に有意差はなかった。(イ)によると、「国家の強制力」と比較して、「法の内容の正しさ」の要素は、日本では僅かに優ったにとどまったのに対して、アメリカ、中国は明確に優っている。中国が一番でアメリカに対しても有意差がある。(エ)によると、「権利擁護する法」の要素が、「道具的法」の要素に対して、アメリカが最も優位で、日中間に對して有意差がある。日中間には有意差がない。

「国家の強制力」イメージが強い中国、「法の内容の正しさ」が希薄な日本、「権利擁護する法」イメージがあるアメリカと特徴づけられる。

3. 質問(3)

東洋西洋問わず、現実の社会は法によって規律されている側面があるが、質問(3)(ア)(ウ)(エ)は「法なき社会」のイメージが東洋的な三皇五帝の伝説にあるような「徳治」イメージなのか、西洋で持たれるような「無法」社会イメージなのかを調べるために設けられたものである。(イ)はこのような法イメージの差が、現実の法の適用にさいし、厳格な法適用が望ましいか、柔軟な法適用が望ましいかの差異をもたらす可能性があると考え設けられたものである。

なお、(オ)は、中国調査には含まれていない。

質問(3) 次の(ア)から(オ)の問い合わせについて、AとBの二つの意見があります。あなたはどちらに賛成ですか。

(ア)法と社会の関係について

(Aの意見) 法がなくても正常に動いていく社会が理想である。

(Bの意見) 法がなければ社会は正常に動いていくはずがない。

1	2	3	4	5
Aに賛成	どちらかといえば	どちらともい Aに賛成	どちらかといえば えない	Bに賛成 Bに賛成

(イ)法の適用について

(Aの意見) 法は、例外なくすべて同じように適用するべきである。

(Bの意見) 法は、場合に応じて適用するべきである。

1	2	3	4	5
Aに賛成	どちらかといえば	どちらともい Aに賛成	どちらかといえば えない	Bに賛成 Bに賛成

(ウ)今の社会から法がなくなった場合について

(Aの意見) 法がなくなっても、基本的には、今の社会秩序はた
もたれる。

(Bの意見) 法がなくなれば、社会は混乱し無秩序になる。

1	2	3	4	5
Aに賛成	どちらかといえば	どちらともい Aに賛成	どちらかといえば えない	Bに賛成 Bに賛成

(エ)法と道徳と社会の関係について

(Aの意見) 人々（政治家を含む）が道徳的であれば、法がなく
ても国も社会も良くなる。

(Bの意見) それは夢物語である。

1	2	3	4	5
Aに賛成	どちらかといえば	どちらともい Aに賛成	どちらかといえば えない	Bに賛成 Bに賛成

(オ)*法と現実の関係について

(Aの意見) 法と社会の現実がずれている場合は、現実にあうよ
うに法をあらためるべきである。

(Bの意見) 法と社会の現実がずれている場合は、法にそよう
に現実をあらためるべきである。

1	2	3	4	5
Aに賛成	どちらかといえば	どちらともい Aに賛成	どちらかといえば えない	Bに賛成 Bに賛成

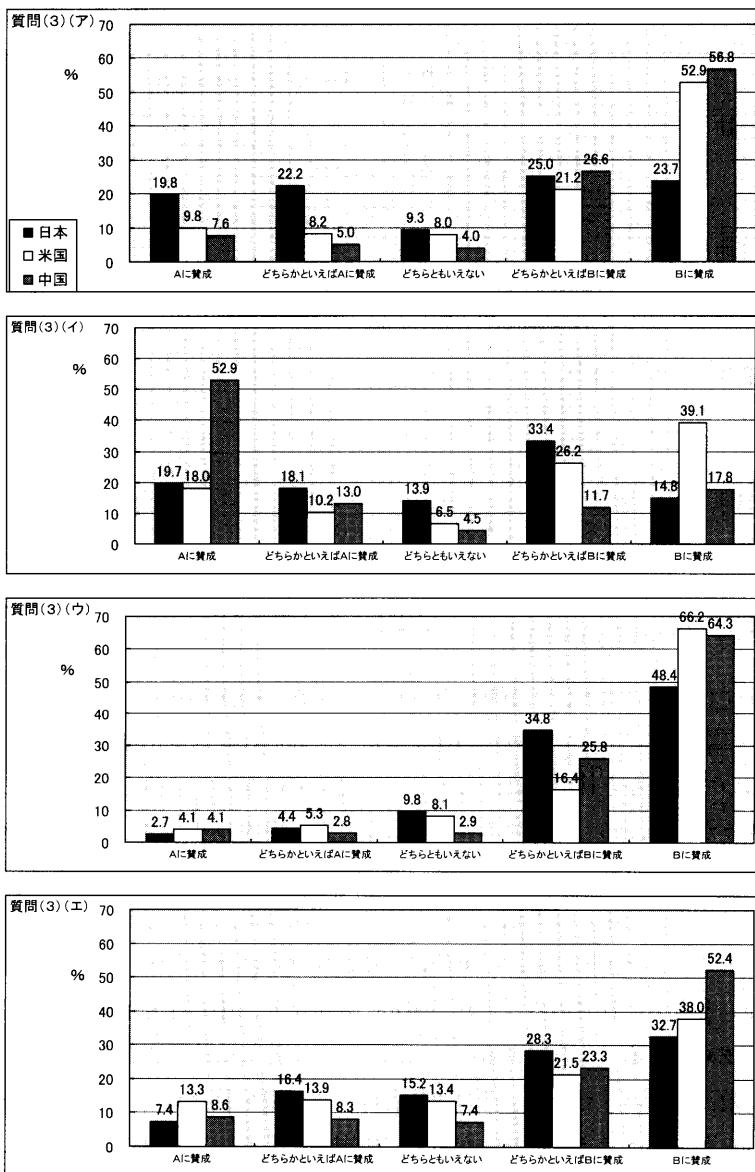


表5

		有意差検定			平均値	標準偏差	度数
		日	米	中			
質問(3)(ア)	日本	*	*	*	3.107	1.484	1046
	米国	*	*	*	3.993	1.348	992
	中国	*	*		4.198	1.207	4963
	合計				4.006	1.329	7001
質問(3)(イ)	日本	*	*	*	3.056	1.377	1044
	米国	*	*	*	3.583	1.520	986
	中国	*	*		2.285	1.602	4963
	合計				2.583	1.633	6993
質問(3)(ウ)	日本	*	*	*	4.218	0.975	1046
	米国	*			4.352	1.097	990
	中国	*			4.433	0.985	4960
	合計				4.389	1.003	6996
質問(3)(エ)	日本	*	*	*	3.626	1.289	1039
	米国	*			3.570	1.443	979
	中国	*			4.026	1.305	4961
	合計				3.902	1.337	6979

* は5%水準の有意差があることを示す

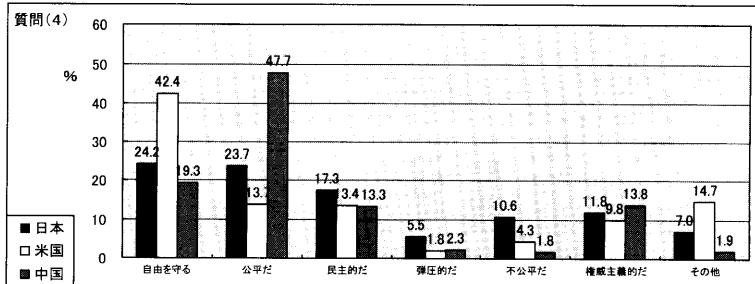
まず(ア)によると、法が無ければ社会が正常に機能しないと考える傾向は、中国、アメリカ、日本の順になる。それぞれ有意差がある。日本においても法なき社会が理想との答えは優位ではないが、強くそう考える人々が、19.8%も存在する。(イ)によると、中国のみ、強く「例外なき法適用」が理想とされ、日米は、「場合に応じた法適用」が優位である。アメリカは日本より大幅に「場合に応じた法適用」を理想とする。(ウ)によると、三国ともに、圧倒的に、法がなければ社会秩序の維持はできないと考えられている。日本が僅かに米中より、その程度が低く有意差が認められる。(エ)によると、三国ともに、徳治は夢物語とみなす者が多数派である。しかし、その回答者は、政治家が道徳的であることのほうを夢物語と考えた可能性がある。中国が一番で、日米間に有意差はなかった。ただし、アメリカを筆頭に、徳治を強く支持する者も、ある程度存在する。

4. 質問(4)

質問(4)は韓国法制研究院の質問項目を若干修正し、各国での法イメージの差異を調べるために設けられたものである。

質問(4) あなたは、「法」という言葉を聞くと、まっさきにどのような印象をお持ちになりますか。ひとつだけ○をつけてください。

- 1 自由を守る
- 2 公平だ
- 3 民主的だ
- 4 弾圧的だ
- 5 不公平だ
- 6 権威主義的だ
- 7 その他 ()



アメリカでは「自由を守る」が日中に対して突出、中国では、「公平だ」が日米に対して突出している（有意差あり、カイ二乗検定）。日本では、突出したイメージはない。

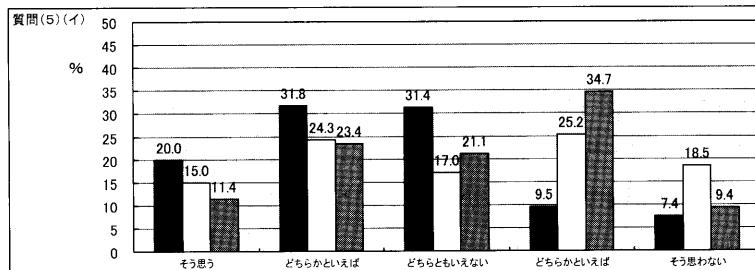
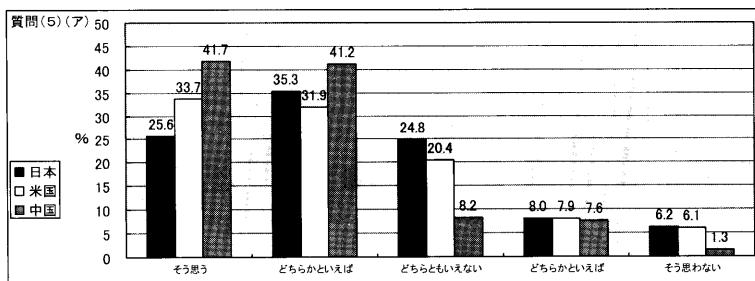
肯定的イメージ（自由を守る、公平・民主的）と否定的なイメージ（弾圧的・不公平・権威主義的）の比率は、三国間に大きな差なく、肯定的イメージが優勢である。しかし、日本は、他の二カ国と比較すれば、否定的イメージが多数である。アメリカにおいて、「その他」の回答が多く14.7%にもものぼった。

5. 質問(5)

川島武宜『日本人の法意識』にも見られるように法による解決は、日本では伝統的に不人気で義理人情の世界に適用しないと言われていた。質問⁵⁾はこの点の実際を各国との対比において調べるために、韓国法制研究院の設問を修正したうえで設けられたものである。

質問(5) 取引した相手と紛争が生じたため、交渉をはじめようとしたところ、相手から「法的に解除します」と言われました。その場合、あなたはどのように感じますか。

	そう 思う	どちらかと いえばそう 思う	どちらともいえ ない	どちらかと いえばそう は思わない	そ う 思 わ な い
(ア)合理的だ	1	2	3	4	5
(イ)人情がない	1	2	3	4	5
(ウ)不快だ	1	2	3	4	5



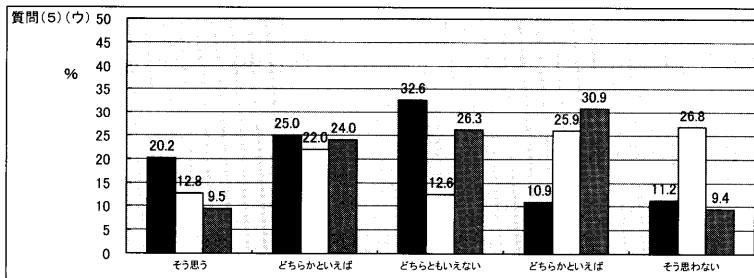


表 6

		有意差検定			平均値	標準偏差	度数
		日	米	中			
質問(5)(ア)	日本	/	*	*	2.339	1.127	1019
	米国	*	/	*	2.208	1.167	956
	中国	*	*	/	1.856	0.948	4962
	合計				1.975	1.027	6937
質問(5)(イ)	日本	/	*	*	2.525	1.132	991
	米国	*	/		3.080	1.353	935
	中国	*		/	3.074	1.186	4958
	合計				2.995	1.218	6884
質問(5)(ウ)	日本	/	*	*	2.679	1.232	979
	米国	*	/	*	3.320	1.400	964
	中国	*	*	/	3.068	1.141	4959
	合計				3.048	1.205	6902

* は 5 % 水準の有意差があることを示す

まず(ア)によると、中国、アメリカ、日本の順で「合理的と思う」傾向がまさる。次に(イ)によると、日本のみ、「人情がない」と思う傾向がある。米中は僅かではあるが「人情がない」と思わない傾向が強く、両国間に有意差はない。最後に(ウ)によると、「不快だ」に対して、日本のみ、そう思う傾向がある。アメリカは不快と思わない傾向が認められ。中国は、中間で、極僅かに、不快と思わない傾向である。

強引にまとめれば、日本人にとって、法的解決は、合理的だとは思うが、人情はないし、不快と感じられる。これに対して、中米両国は、人情がないとは思わないし、不快感も低い。日本人の訴訟嫌いが証明され

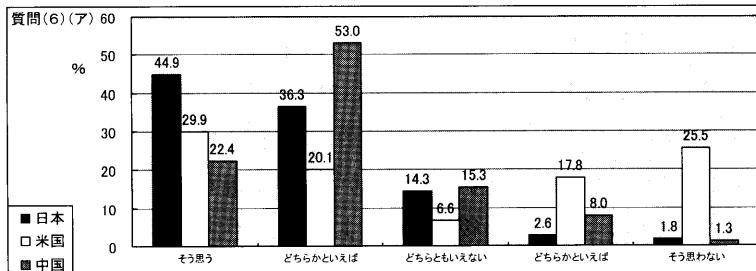
たとの解釈もありうるが、日米間の差が、小さいことや、両国内の意見の散らばりが激しいことに注目して、さらなる検討が必要と思われる。

6. 質問(6)

質問(6)も韓国法制研究院の質問項目を若干修正したものであるが、現実の生活を営むにあたって国民がどのように法の存在を意識しているか意識していないかを調べるために設けられたものである。

質問(6) あなたは、人々が社会生活をしていく上でどのように生きていくのがよいと思いますか。

	そう 思う	どちらかと いえばそう 思う	どちらとも いえない	どちらかと いえばそう は思わない	そ う 思 わ な い
(ア)常識にしたがって生きればよい	1	2	3	4	5
(イ)法にしたがって生きればよい	1	2	3	4	5
(ウ)法に関することはできるだけさけるのがよい	1	2	3	4	5



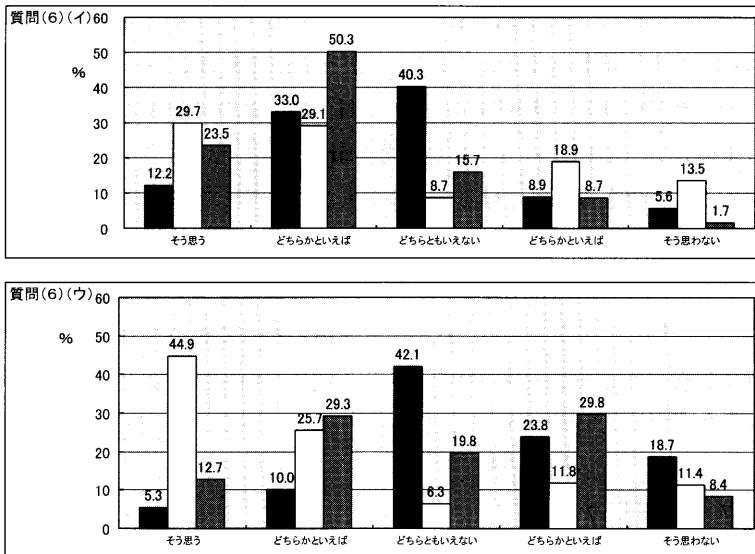


表 7

		有意差検定			平均値	標準偏差	度数
		日	米	中			
質問(6)(ア)	日本	*	*	*	1.802	0.908	1032
	米国	*		*	2.888	1.608	993
	中国	*	*		2.128	0.893	4960
	合計				2.188	1.072	6985
質問(6)(イ)	日本		*		2.625	0.995	990
	米国			*	2.574	1.426	982
	中国	*	*		2.149	0.936	4960
	合計				2.277	1.048	6932
質問(6)(ウ)	日本	*	*	*	3.406	1.066	973
	米国	*		*	2.191	1.404	985
	中国	*	*		2.919	1.196	4960
	合計				2.884	1.254	6918

* は 5 % 水準の有意差があることを示す

まず(ア)によると、「常識にしたがって生きればよい」に日本が強く賛成、中国も、かなり賛成で続く。日中間に有意差が認められた。アメリカは、極微かに賛成傾向であった。アメリカには、強く否定する人々

がかなり存在し、彼らは、常識では不十分と考えているようである。次に(イ)の平均値をみると、「法にしたがって生きればよい」に対して、中国が飛びぬけて、賛成傾向が強い。日米は、微かに賛成よりである。日米間に優位さは認められなかった。最後に(ウ)をみると、「法に関連することはできるだけさけるのがよい」について、アメリカのみ、賛成傾向が強かった。日本は、極微かに賛成傾向、中国は、否定的であった。

日本において、法についての質問(イ)(ウ)に対して「どちらともいえない」が極めて多かったのに比べて、常識に対して尋ねた（ア）では明確に賛成したものが多数いたことから、法については、よくわからない人が多くいるといえよう。

7. 質問(7)

質問(7)から質問⁽⁹⁾にかけては、遵法度の各国間の差異を計るために設けられたものである。

質問(7) 次の(ア)(イ)の二つの意見についてあなたはどう思いますか。

(ア)「法のとおりに生きると損をすることがあるから、そのような場合には必ずしも法を守る必要はない。」

1	2	3	4	5
そう思う	どちらかといえば	どちらともい う思う	どちらかといえば	そう思わない
		えない		そう思わない

(イ)「法を破つても見つからないと思われるとき、法を守るのは、ときにバカげたことである。」

1	2	3	4	5
そう思う	どちらかといえば	どちらともい う思う	どちらかといえば	そう思わない
		えない		そう思わない

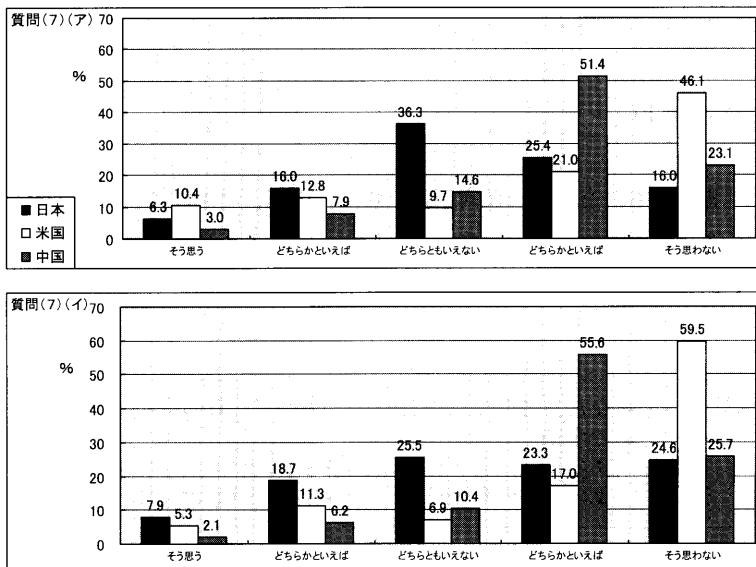


表 8

		有意差検定			平均値	標準偏差	度数
		日	米	中			
質問(7)(ア)	日本	*	*		3.288	1.106	1046
	米国	*			3.795	1.403	981
	中国	*			3.838	0.968	4961
	合計				3.750	1.078	6988
質問(7)(イ)	日本	*	*	*	3.382	1.255	1043
	米国	*		*	4.140	1.257	991
	中国	*	*		3.967	0.892	4962
	合計				3.904	1.036	6996

* は 5 % 水準の有意差があることを示す

まず(ア)によると、「法は必ずしも守らなくてよい」に対して、米中両国は、否定的傾向が強く、両国間の平均値の有意差はないが、アメリカで明確に否定するものが46.1%にものぼった。これに対して日本は、否定的傾向が弱い。

次に(イ)によると、「みつからなければ、法を守るのはバカげている」に対して、否定の程度は、アメリカ、中国、日本の順に強い。アメリカ

の明確な否定が59.5%と突出している。

8. 質問⁽⁸⁾

「損しても法を守る」傾向が強い順に、中国、アメリカ、日本となっている。中国の回答が、本音なのかどうか、役人の目の前で答えていることの影響を考慮する必要がありそうである。

質問(8) あなた自身の生き方として、次のどちらのタイプを選びたいですか。

(タイプA) ときには法を守らないが、上手に生きる
 (タイプB) 少し損をしながらも、法を守って生きる

1	2	3	4	5
タイプA	どちらかといえば タイプA	どちらともい えない	どちらかといえば タイプB	タイプB

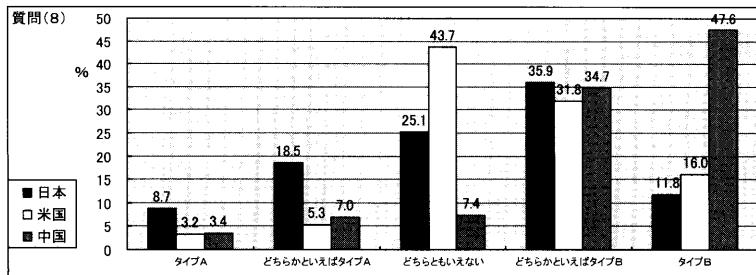


表9

		有意差検定			平均値	標準偏差	度数
		日	米	中			
質問(8)生 き 方	日本	*	*	*	3.236	1.144	1046
	米国	*	*	*	3.521	0.933	987
	中国	*	*	*	4.161	1.051	4961
	合計				3.933	1.112	6994

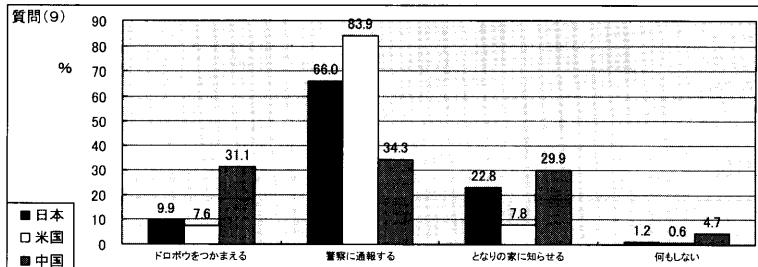
* は5%水準の有意差があることを示す

9. 質問(9)

質問⁽⁹⁾および質問⁽¹⁰⁾は他人が刑事犯罪を犯した場合、それをどの程度積極的に防止しようとするか否かを調べるのを試みたものである。質問⁽⁹⁾は、韓国法制研究院の質問項目を若干修正したものである。質問⁽¹⁰⁾は基本的に日本文化会議の質問項目に基づくものである。

質問(9) ドロボウがとなりの家のヘイを越えるのを見た場合、あなたはどのように行動しますか。次のうちからひとつをお選びください。

- 1 ドロボウをつかまえる
- 2 警察に通報する
- 3 となりの家に知らせる
- 4 何もしない



中国で、「ドロボウを捕まえる」が突出、「警察に通報する」が、少ない。アメリカのみ、「となりの家に知らせる」が日中両国より少ない特徴がある。

10. 質問(10)

質問(10) 家族の中に重大な犯罪を犯しているものがあり、まだ発覚していないとします。このようなときに、あなたはその家族に「自首」をすすめますか、すすめませんか。

1 かならずすめる	2 たぶんすめる	3 どちらともいえない	4 たぶんすめない	5 絶対すめない
--------------	-------------	----------------	--------------	-------------

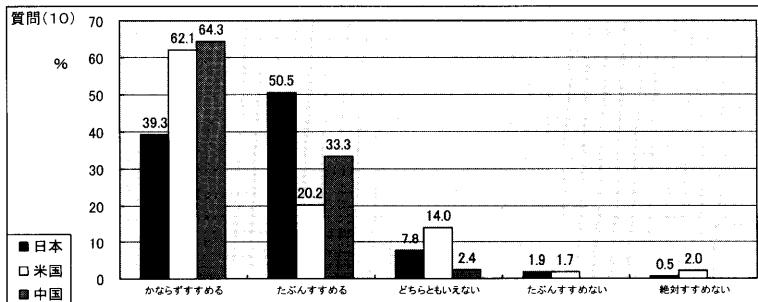


表10

	質問(10)家族 の犯罪	有意差検定			平均値	標準偏差	度数
		日	米	中			
質問(10)家族 の犯罪	日本	*	*	*	1.738	0.723	1040
	米国	*	*	*	1.615	0.929	991
	中国	*	*		1.381	0.533	4961
	合計				1.467	0.649	6992

* は 5 % 水準の有意差があることを示す

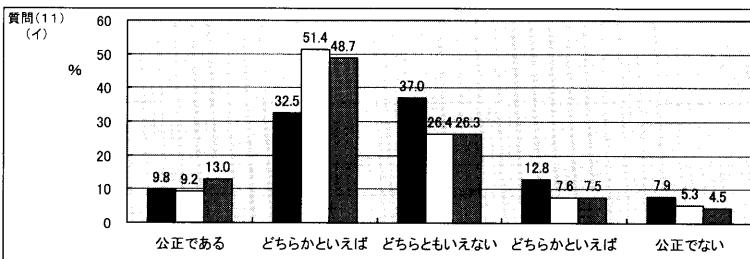
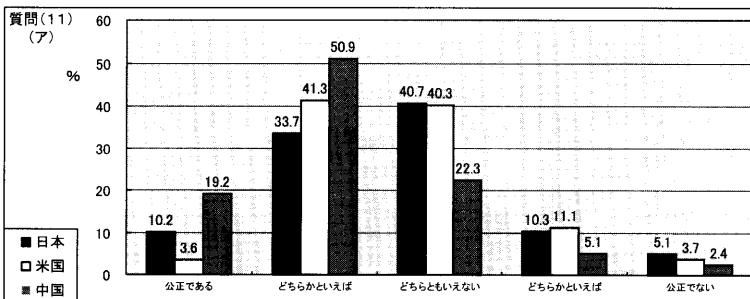
自首を勧める傾向が、強い順に、中国、アメリカ、日本である。日本において、「必ずすめる」ではなく、「たぶんすめる」と答えた者が多数いたことが平均値を下げている。単に極端な回答を避けた可能性があり、注意が必要である。また、中国の回答に、「すすめない」がほとんど存在しないことは、本音の回答ができなかつた可能性がある。注意

が必要である。

11. 質問(11)

質問(11) 以下の各機関は、次のような場面で、どの程度公正だとお考えになりますか。

	公正である	どちらかといえば公正である	どちらともいえない	どちらかといえば公正でない	公正でない
(ア)行政機関が法を執行するとき	1	2	3	4	5
(イ)警察が法を執行するとき	1	2	3	4	5
(ウ)検察が法を執行するとき	1	2	3	4	5
(エ)裁判所が判決を下すとき	1	2	3	4	5
(オ)国会や政府が法律を作るとき	1	2	3	4	5



〈28〉「日・米・中法意識比較研究」調査基本報告書（河合、他）

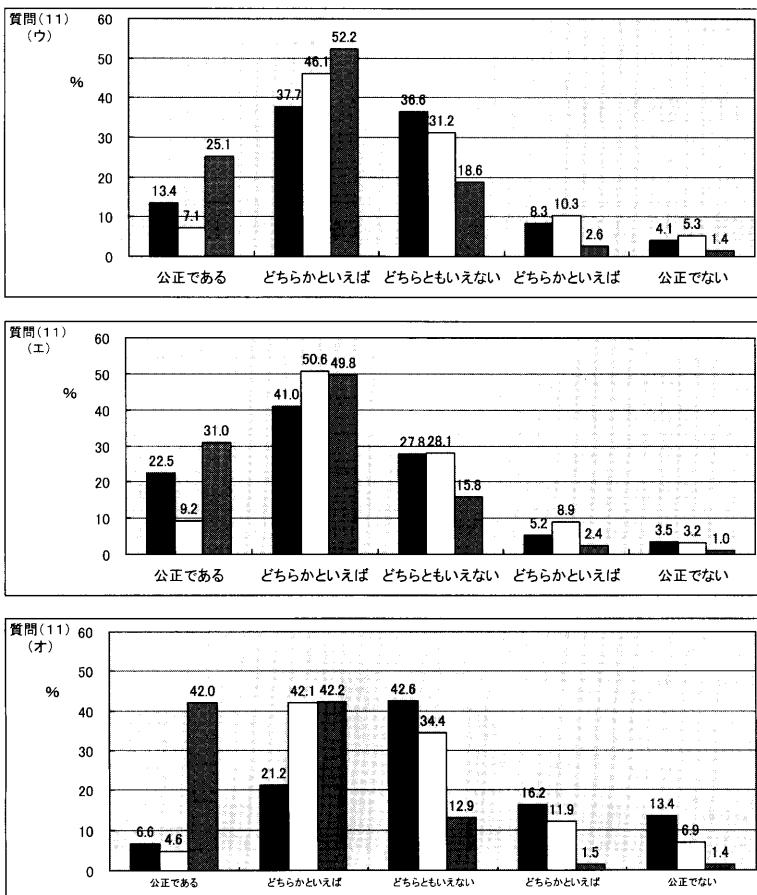


表11

		有意差検定			平均値	標準偏差	度数
		日	米	中			
質問(11) (ア)	日本			*	2.665	0.971	1030
	米国			*	2.700	0.852	946
	中国	*	*		2.206	0.892	4962
	合計				2.341	0.924	6938

質問(11)(イ)	日本	*	*	2.766	1.052	1034
	米国	*		2.484	0.953	974
	中国	*		2.417	0.961	4961
	合計			2.478	0.981	6969
質問(11)(ウ)	日本	*		2.521	0.964	1025
	米国		*	2.608	0.953	918
	中国	*	*	2.030	0.818	4961
	合計			2.180	0.893	6904
質問(11)(エ)	日本	*	*	2.263	0.979	1032
	米国	*		2.463	0.895	950
	中国	*	*	1.928	0.807	4962
	合計			2.051	0.871	6944
質問(11)(オ)	日本	*	*	3.085	1.080	1032
	米国	*		2.742	0.967	947
	中国	*	*	1.778	0.825	4961
	合計			2.104	1.030	6940

* は 5 % 水準の有意差があることを示す

まず(ア)によると、行政機関の信頼度は、中国が最も高く、日米は、どちらかといえば公正との評価である。日米間に有意差はない。中国の回答が本音であるか、ここでも注意が必要である。

次に(イ)によると、警察の信頼度は、米中で、ある程度公正とみなされており、両国間に有意差はない。警察が信頼されていることで「有名」な日本の信頼度が最も低いが、調査時に、神奈川県警（犯人隠匿）、新潟県警（少女監禁罪）と警察不祥事事件の報道があいついでいたことの影響が考慮されなければならない。

次に(ウ)によると、検察の信頼度は、行政機関と同じで、中国が最も高く、日米は、どちらかといえば公正との評価である。日米間に有意差はない。中国の回答が本音であるか、注意が必要である。

次に(エ)によると、裁判所の信頼度は、中国、日本、アメリカの順で高い。中国において、比較的に本音で答えられるにもかかわらず、行政機関等よりも信頼度が高いことが注目される。日本も、裁判所が、他機関と比較して、信頼度が高い特徴を示す（一元配置分散分析で検定）。

〈30〉「日・米・中法意識比較研究」調査基本報告書（河合、他）

司法への高い信頼で「有名」なアメリカにおいて、裁判所の信頼度が、行政機関よりは高いものの、さほど高い評価を受けていないとすれば、このことは興味深い。しかし、日中の極めて高い信頼度のほうに説明を求めるべきであろう。たとえば、日中両国民が、裁判所の活動について、どれほどの確かな知識を持っているのか、検討の余地がある。

最後に（オ）によると、国会や政府が立法することに対しては、中国、アメリカの順で信頼度が高い。日本は、公正でないほうが優勢である。

日本は、裁判官、検事、行政機関、警察官、議員の順で公正と思われている。中国は、議員、裁判官、検事、行政機関、警察官の順で公正と思われている。日中間は、議員の位置が正反対のほか、順序が等しい。アメリカは、裁判官と警察官（有意差なし）、検事、行政機関と議員（有意差なし）の順で公正と思われている。アメリカについては、有意差がある場合も差が小さいことが特徴である。中国は、全てについて信頼度が高く出たのは、役人に対して回答したため本音の回答がされなかつた可能性がある。

12. 質問(12)

この質問は日本の総理府調査をもとに、友人間での金銭消費貸借における法的証拠の具備の各国比較を試みたものである。

質問(12) 親しい友人に一ヶ月分の給料にあたる金額を貸すとします。この場合、借用書を取りますか。

1	2	3	4	5
からず取る	たぶん取る	どちらとも	たぶん取らない	絶対取らない いえない

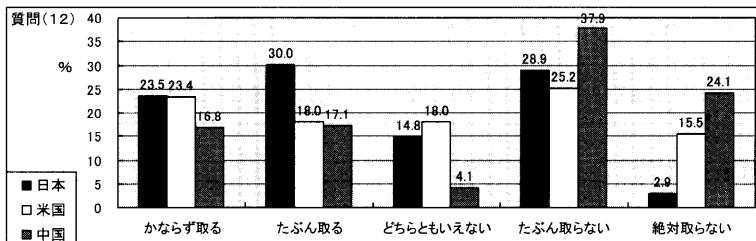


表12

		有意差検定			平均値	標準偏差	度数
		日	米	中			
質問(12) 借用 証	日本	*	*	*	2.576	1.210	1043
	米国	*		*	2.914	1.407	996
	中国	*	*		3.355	1.435	4961
	合計				3.176	1.430	7000

* は 5 % 水準の有意差があることを示す

日本では、借用書を「取る」傾向が優勢であるが、アメリカは「取らない」傾向と五分五分、中国では、「取らない」傾向は優勢と分かれた。日本は、口約束、アメリカは契約書の国というステレオタイプの見方は、再考の必要がある。

13. 質問(13)

この質問は、日本の総理府調査票の質問をもとに契約文言どおりの行動がどのように評価されるか、各国比較を試みたものである。

質問(13) *高価な機械を買いました。保証期間が過ぎた直後に機械が故障したため、修理してもらったところ、売り主が通常通りの修理代を要求してきました。あなたはそれを当然と思いますか、それともやうづうがきかないと思いますか。

1	2	3	4	5
当然だ	どちらかといえば 当然だ	どちらとも いえない	どちらかといえば やうづうが きかない	やうづうが きかない

〈32〉「日・米・中法意識比較研究」調査基本報告書（河合、他）

中国のみ、以下のように選択肢が三択になっている。

(1) 当然だ (2) わからない (3) ゆうづうがきかない

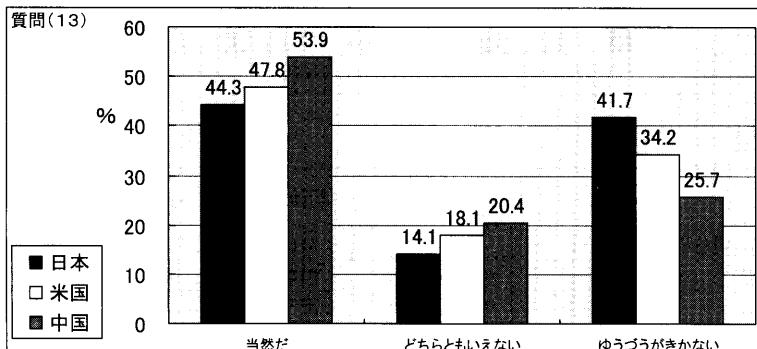
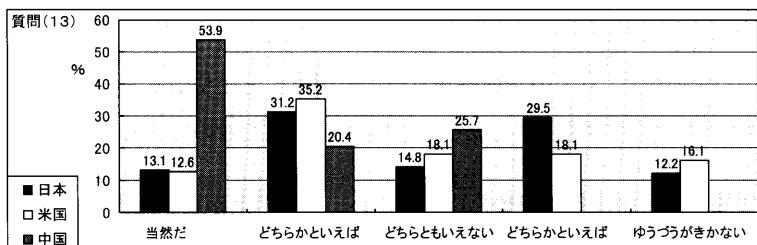


表13

	質問(13)ゆうづう	有意差検定			平均値	標準偏差	度数
		日	米	中			
質問(13)ゆうづう	日本	*	*	*	1.973	0.927	1045
	米国	*	*	*	1.864	0.895	990
	中国	*	*		1.717	0.847	4963
	合計				1.776	0.871	6998

* は5%水準の有意差があることを示す



日米両国の回答1、2を1とし、3を2とし、4、5を3とする処理をした。それによって中国の三段階にあわせて分析した。当然と考える程度は、中国、アメリカ、日本の順に高い。各国間全てに優位差が認め

られた。

しかし、日米間は、5段階では有意差がない。三段階でも1%の有意水準はみたしていない。日米両国は、両意見は五分五分で二国間に有意差はない。両国ともに、意見が割れて「どちらともいえない」が比較的少數のために双山の分布となっている。

14. 質問(14)

この質問は、日本文化会議の質問票にもとづき、契約書についてのイメージの差異を調べたものである。

質問(14) 契約書について、次のAさんとBさんの意見のうち、あなたは、どちらに賛成ですか。

(Aの意見) 契約書をとりかわすときでも、できるだけ簡単にして、契約書の表現もできるだけあとからゆうづうがきくようにしておくほうがよい。

(Bの意見) 契約書というものは、あとで解釈などをめぐってもめないよう、できるだけこまかく具体的にキチッと決めておくほうがよい。

1 Aに賛成	2 どちらかといえば Aに賛成	3 どちらともい えない	4 どちらかといえば Bに賛成	5 Bに賛成
-----------	-----------------------	--------------------	-----------------------	-----------

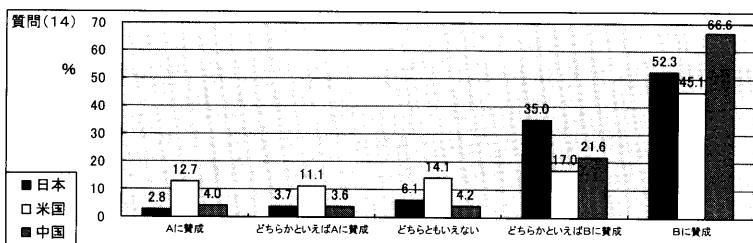


表14

		有意差検定			平均値	標準偏差	度数
		日	米	中			
質問(14) 契約書	日本	*	*	*	4.304	0.945	1030
	米国	*	*	*	3.706	1.448	991
	中国	*	*		4.432	1.014	4961
	合計				4.310	1.105	6982

* は5%水準の有意差があることを示す

中国、日本、アメリカの順で「契約書は細かくキチッと決めておく」意見が優勢である。アメリカが、最も融通を利かせようとしていることは、ステレオタイプな契約書の国のイメージを否定しているとも解釈できるが、融通が必要と明確に答えている人々が、ある程度存在して平均値を動かしていることに注目し、実際の契約経験があるために融通を肯定している一群がいるとの解釈も成り立つ。さらなる検討が必要である。

15. 質問(16)

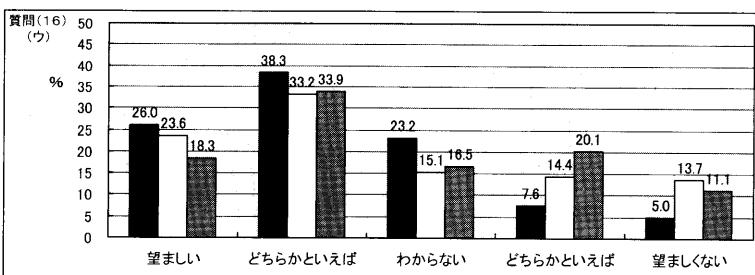
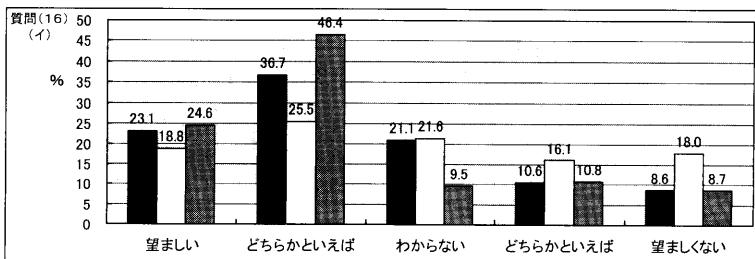
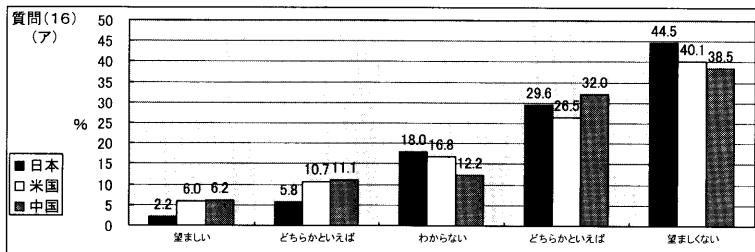
質問(16)から質問(18)は、紛争解決手段としての裁判利用とその他の方法の利用とがいかなる状況にあるかについて、各国比較を試みたものである。

なお、質問(15)は、中国調査に存在しないので割愛した。

質問(16) ある人が友人に一ヶ月分の給料にあたる金額を貸しましたが、返済期限がきても友人はその金を返そうとしません。友人と交渉しても、友人はその金を返しません。その場合にその人が次の行動をとることをどう考えますか。

	望ましい	どちらかといえは望ましい	わからない	どちらかといえは望ましくない	望ましくない
(ア)相手が支払わないならば、それであきらめ、特別な行動をとろうとしないこと	1	2	3	4	5

(イ)共通の知り合いである有力な人に相談すること	1	2	3	4	5
(ウ)法律の専門家に相談すること	1	2	3	4	5
(エ)弁護士会の調停制度その他を利用すること	1	2	3	4	5
(オ)裁判所に訴えること	1	2	3	4	5



〈36〉「日・米・中法意識比較研究」調査基本報告書（河合、他）

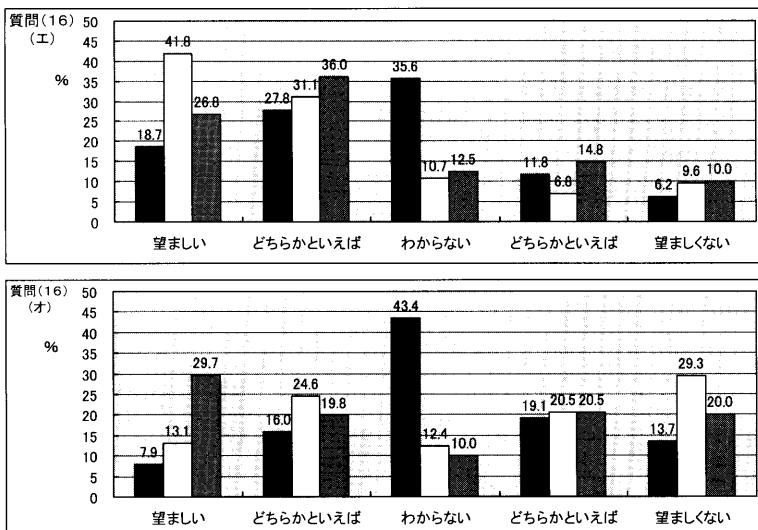


表15

		有意差検定			平均値	標準偏差	度数
		日	米	中			
質問(16)(ア)	日本		*	*	4.084	1.024	1041
	米国	*			3.841	1.229	967
	中国	*			3.856	1.220	4960
	合計				3.888	1.197	6968
質問(16)(イ)	日本		*	*	2.449	1.199	1039
	米国	*		*	2.889	1.371	945
	中国	*	*		2.325	1.204	4961
	合計				2.420	1.241	6945
質問(16)(ウ)	日本		*	*	2.274	1.081	1048
	米国	*			2.615	1.349	971
	中国	*			2.720	1.281	4961
	合計				2.638	1.272	6980
質問(16)(エ)	日本		*	*	2.590	1.105	1040
	米国	*		*	2.112	1.284	952
	中国	*	*		2.452	1.295	4960
	合計				2.426	1.274	6952
質問(16)(オ)	日本			*	3.147	1.092	1040
	米国			*	3.283	1.439	975
	中国	*	*		2.814	1.536	4960
	合計				2.929	1.476	6975

* は 5 % 水準の有意差があることを示す

まず(ア)によると、「何もしない」ことは「望ましくない」とする傾向は、日本が一番、米中も、同様の傾向を示すが、その程度は日本ほどではない。米中間に有意差はない。

次に(イ)によると、「共通の知り合いに相談すること」は「望ましい」とする傾向は、中国、日本、アメリカの順で強い。アメリカは、「望ましくない」も多く、極僅かに「望ましい」が優勢なだけである。

次に(ウ)によると、「法律専門家に相談すること」は「望ましい」とする傾向は日本では強い。米中両国では、「望ましい」が優勢ではあるが、その程度は弱い。両国間に有意差はない。

次に(エ)によると、「弁護士会の調停等を利用する」ことは「望ましい」とする傾向は、アメリカが最も強く、中国、日本がそれに続く。日本のみ、「わからない」が多数ある。

最後に(オ)によると、「裁判に訴える」ことは、中国のみ「望ましい」が僅かに優勢。日米は、僅かだが「望ましくない」が優勢である。二国間に有意差はない。ただし、アメリカは、意見が分かれているが、日本は、「わからない」と答えた者が43.4%も存在する。

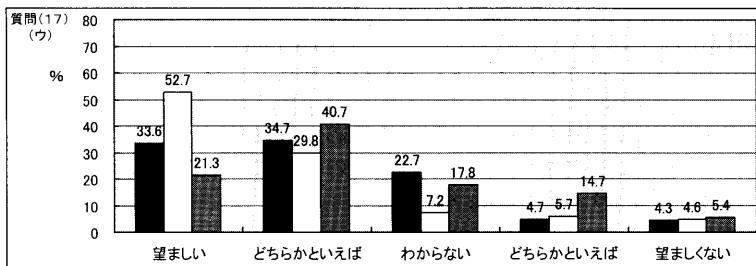
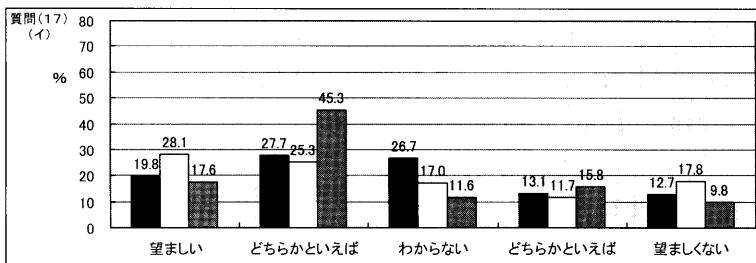
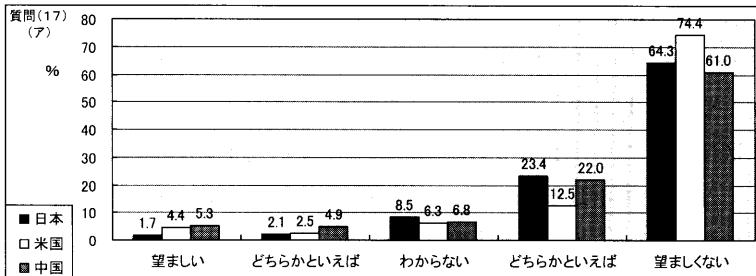
16. 質問(17)

質問(17) ある人が電器屋から一ヶ月分の給与にあたる価格の電気器具を買ったところ、それは不良品でした。電器屋に新品との取り替えを求めて、電器屋はそれに応じませんし、売買を解除し代金の返還を求めて、電器屋はそれに応じようとしません。その場合にその人が次の行動をとることをどう考えますか。

	望ましい	どちらかといえど望ましい	わからない	どちらかといえど望ましくない	望ましくない
(ア)相手が応じないならば、それであきらめ、特別な行動をとろうとしないこと	1	2	3	4	5

〈38〉「日・米・中法意識比較研究」調査基本報告書（河合、他）

(イ)共通の知り合いである有力な人に相談すること	1	2	3	4	5
(ウ)法律の専門家に相談すること	1	2	3	4	5
(エ)消費生活センターその他の調停制度を利用すること	1	2	3	4	5
(オ)裁判所に訴えること	1	2	3	4	5



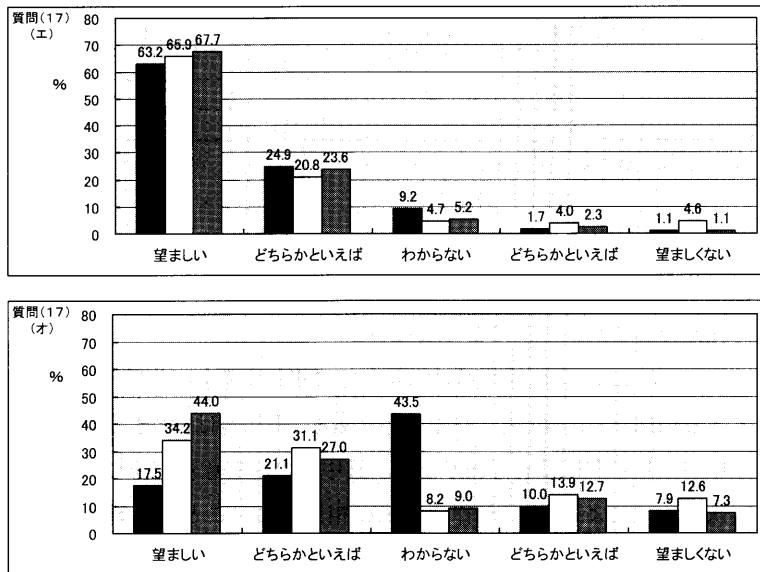


表16

		有意差検定			平均値	標準偏差	度数
		日	米	中			
質問(17)(ア)	日本			*	4.464	0.868	1040
	米国			*	4.499	1.026	979
	中国	*	*		4.286	1.126	4961
	合計				4.343	1.081	6980
質問(17)(イ)	日本			*	2.712	1.275	1032
	米国				2.659	1.447	964
	中国	*			2.550	1.227	4961
	合計				2.589	1.268	6957
質問(17)(ウ)	日本		*	*	2.116	1.063	1036
	米国	*		*	1.798	1.097	976
	中国	*	*		2.422	1.136	4959
	合計				2.289	1.142	6971
質問(17)(エ)	日本			*	1.526	0.814	1045
	米国			*	1.605	1.060	980
	中国	*	*		1.456	0.794	4961
	合計				1.488	0.841	6986

質問(17) (オ)	日本	*	*	2,697	1,113	1033
	米国	*	*	2,396	1,400	974
	中国	*	*	2,121	1,295	4960
	合計			2,245	1,302	6967

* は5%水準の有意差があることを示す

まず(ア)によると、「何もしない」ことは「望ましくない」とする傾向は、日米で圧倒的に優勢である。二国間に有意差はない。中国も同様の傾向であるが、日米ほどではない。

次に(イ)によると、「共通の知り合いに相談する」ことは「望ましい」とする傾向は、三国とも、やや優勢である。平均値は、大きく異ならず、米中間、日米間には有意差がない。日中間のみ有意差が認められた。

次に(ウ)によると、「法律専門家に相談する」ことは「望ましい」とする傾向は、アメリカ、日本、中国の順で強い。

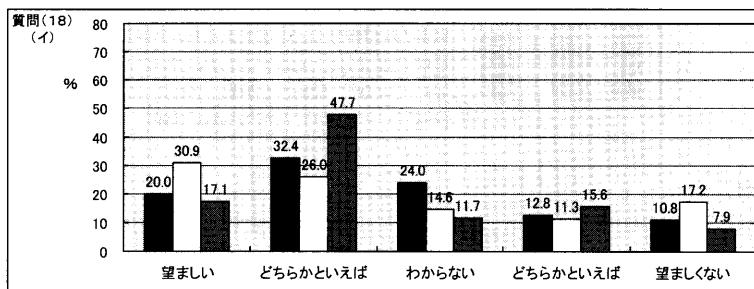
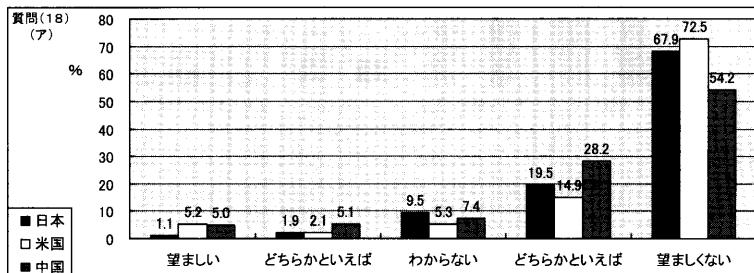
次に(エ)によると、「消費生活センター等調停制度を利用する」ことは「望ましい」とする傾向は、中国が最も強い。日米両国も同様の傾向である。二国間に有意差はない。中国に対しては有意差があるが、値の差は小さい。

最後に(オ)によると、「裁判に訴える」ことは「望ましい」とする傾向は、中国、アメリカ、日本の順で強い。ただし、日本で「わからない」と答えた者が43.5%で突出している。これが平均を下げている。「望ましくない」とするものはアメリカが最大多数であることは興味深い(注)。

17. 質問(18)

質問(18) ある人が交通事故にあって一ヶ月入院の傷害を負いましたが、特に後遺症は残りませんでした。被害者が、治療費と入院中の収入の賠償をもとめて交渉しても、加害者は賠償金を支払いません。その場合にその人が次の行動をとることをどう考えますか。

	望ましい	どちらかといえども望ましい	わからない	どちらかといえども望ましくない	望ましくない
(ア)相手が支払わないならば、それであきらめ、特別な行動をとろうとしないこと	1	2	3	4	5
(イ)共通の知り合いである有力な人に相談すること	1	2	3	4	5
(ウ)法律の専門家に相談すること	1	2	3	4	5
(エ)交通事故紛争処理センターその他の調停制度を利用すること	1	2	3	4	5
(オ)裁判所に訴えること	1	2	3	4	5



〈42〉「日・米・中法意識比較研究」調査基本報告書（河合、他）

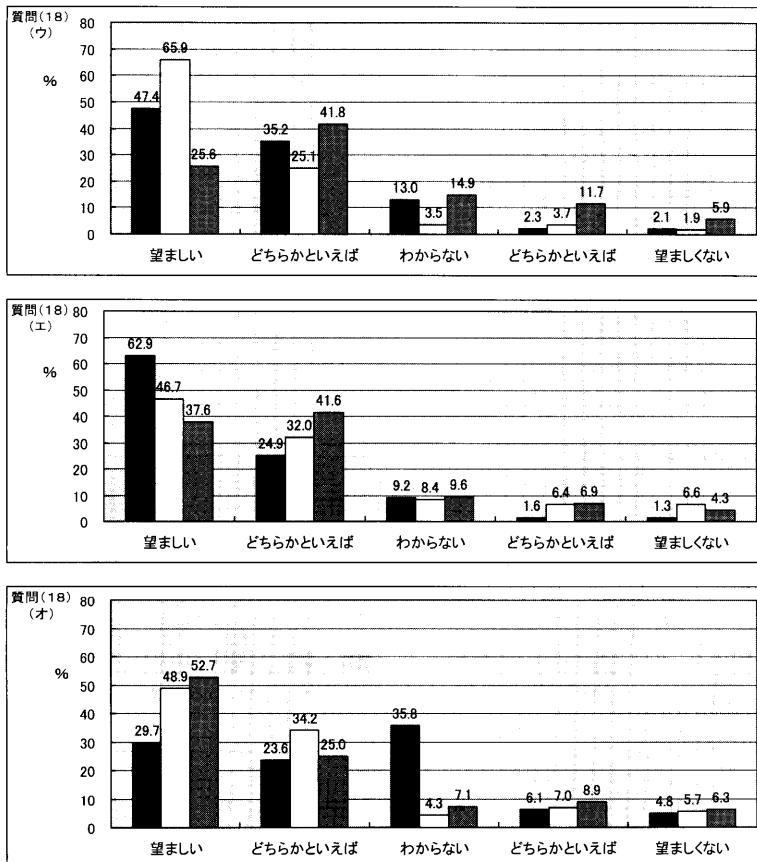


表17

		有意差検定			平均値	標準偏差	度数
		日	米	中			
質問(18)(ア)	日本	/		*	4.514	0.827	1039
	米国		/	*	4.475	1.051	986
	中国	*	*	/	4.215	1.108	4960
	合計				4.296	1.070	6985
質問(18)(イ)	日本	/		*	2.620	1.242	1034
	米国		/		2.579	1.456	972
	中国	*		/	2.494	1.173	4961
	合計				2.525	1.227	6967

質問(18)(ウ)	日本	*	*	1.766	0.913	1038
	米国	*	*	1.507	0.879	982
	中国	*	*	2.306	1.147	4961
	合計			2.113	1.124	6981
質問(18)(エ)	日本	*	*	1.536	0.832	1043
	米国	*		1.941	1.182	957
	中国	*		1.985	1.064	4960
	合計			1.912	1.062	6960
質問(18)(オ)	日本	*	*	2.326	1.106	1030
	米国	*		1.865	1.144	978
	中国	*		1.912	1.231	4962
	合計			1.966	1.211	6970

* は 5 % 水準の有意差があることを示す

まず(ア)によると、「何もしない」ことは「望ましくない」が、日米で圧倒的に多く、中国も、それより少し程度が弱いが「望ましくない」が極めて多い。日米間にのみ有意差がない。

次に(イ)によると、「共通の知り合いに相談する」ことは、中国、アメリカ、日本、いずれも「望ましい」が、優勢、日中間のみ有意差があるが、差は小さい。

次に(ウ)によると、「法律専門家に相談する」ことは、アメリカ、日本、中国の順で「望ましい」が優勢である。

次に(エ)によると、「交通事故紛争処理センター等調停制度を利用する」ことは、日本では「望ましい」が圧倒的に優勢、米中でも、優勢であるが、日本ほどではない。米中間のみ有意差がない。

最後に(オ)によると、「裁判に訴える」ことは、米中では「望ましい」が優勢。米中間に有意差はない。日本のみ「わからない」が最大多数で 35.8%。「望ましい」が優勢ではあるが、米中と比較すれば、その程度は低い。

18. 質問(19)

生活満足度について質問した。

質問(19) 全体的にみて、あなたは今の生活に満足していますか。

1 とても満足	2 どちらかといえば 満足	3 どちらともい えない	4 どちらかといえば 不満足	5 とても不満足
------------	---------------------	--------------------	----------------------	-------------

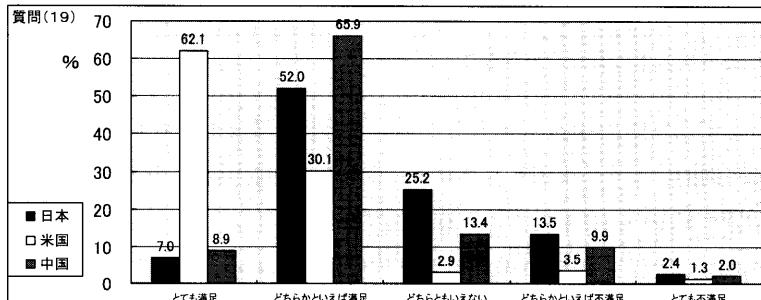


表18

		有意差検定			平均値	標準偏差	度数
		日	米	中			
質問(19)生活 満足度	日本	*	*		2.523	0.896	1045
	米国	*	*		1.519	0.825	987
	中国	*	*		2.300	0.838	4962
	合計				2.223	0.895	6994

* は 5 % 水準の有意差があることを示す

アメリカが、満足度が圧倒的に高い。続いて、中国、日本の順に満足している。日本と中国には、「とても満足している」と答える者が少ない傾向がある。

19. 質問(20)

生活水準の変化について質問した。

質問(20) あなた自身の生活水準は、この15年間でどう変わりましたか。
1 2 3 4 5 とても良くな どちらかといれば どちらともい どちらかといれば とても悪くな った 良くなった えない 悪くなった った

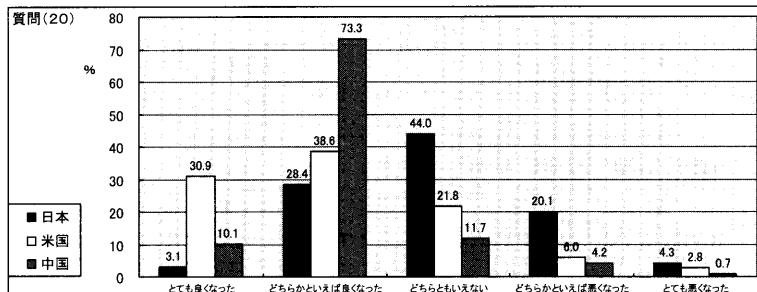


表19

		有意差検定			平均値	標準偏差	度数
		日	米	中			
質問(20)生活水準の変化	日本	*	*		2.940	0.883	1048
	米国	*			2.113	1.004	988
	中国	*			2.121	0.659	4960
	合計				2.242	0.808	6996

* は 5 % 水準の有意差があることを示す

米中は「良くなつた」が優勢であり、米中間に、有意差はない。ただし、アメリカでは、「とても良くなつた」が多い反面「悪くなつた」も中国より多い。日本は、「良くなつた」「悪くなつた」がほぼ拮抗で、米中と大差がある。なお、日本は、バブル崩壊後の停滞期であったことに留意する必要がある。

20. 質問(21)

政治活動について質問した。

質問(21) 次の(ア)から(エ)の問い合わせにお答えください。

(ア) 日常に政治や政府の動向を報道するニュースに注目していますか。

1	2	3	4	5
いつも注意している	どちらかといえば 注意している	どちらともいえない	どちらかといえば 注意していない	まったく注意していない

(イ) まわりの人とよく政治の話をしますか。

1	2	3	4	5
とてもよくする	どちらかといえば する	どちらともいえない	あまりしない	ほとんどしない

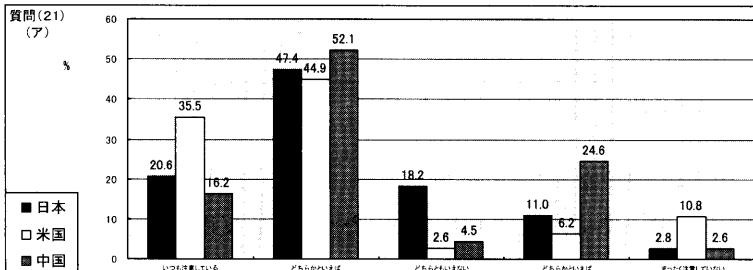
(ウ) 政治活動・組織に参加しますか。

1	2	3	4	5
積極的にする	どちらかといえば 積極的にする	どちらともいえない	どちらかといえば しない	しない

(エ) 国会議員の選挙には、どれくらい行きますか。

1	2	3	4	5
かならず行く	どちらかといえば 行く	どちらともいえない	どちらかといえば 行かない	まったく行かない

質問(21)
(ア)



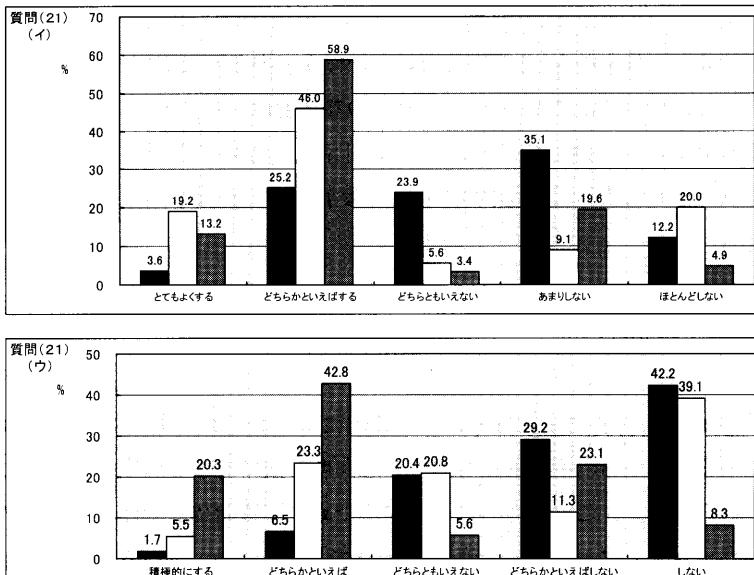


表20

		有意差検定			平均値	標準偏差	度数
		日	米	中			
質問(21)(ア)	日本	*	*	*	2.279	1.000	1048
	米国	*	*	*	2.119	1.259	995
	中国	*	*		2.455	1.106	4963
	合計				2.381	1.120	7006
質問(21)(イ)	日本		*	*	3.271	1.079	1049
	米国	*		*	2.647	1.413	995
	中国	*	*		2.442	1.095	4963
	合計				2.595	1.180	7007
質問(21)(ウ)	日本		*	*	4.037	1.020	1049
	米国	*		*	3.551	1.352	995
	中国	*	*		2.562	1.269	4961
	合計				2.923	1.375	7005

* は 5 % 水準の有意差があることを示す

まず(ア)によると、「政治ニュースに注意している」度合いは、アメリカ、日本、中国の順で高い。

〈48〉「日・米・中法意識比較研究」調査基本報告書（河合、他）

次に(イ)によると、「政治の話をする」度合いは、中国、アメリカの順で高い。日本のみ、「話をしない」が僅かであるが優勢である。

最後に(ウ)によると、「政治活動」の参加度は、中国で、「積極的」が優勢であるのに対して、アメリカは、「活動しない」が優勢である。日本は、さらに大きく消極的であり、「参加する」がほとんどない状態である。

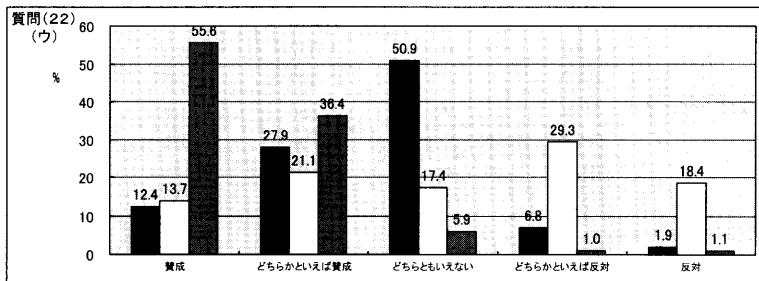
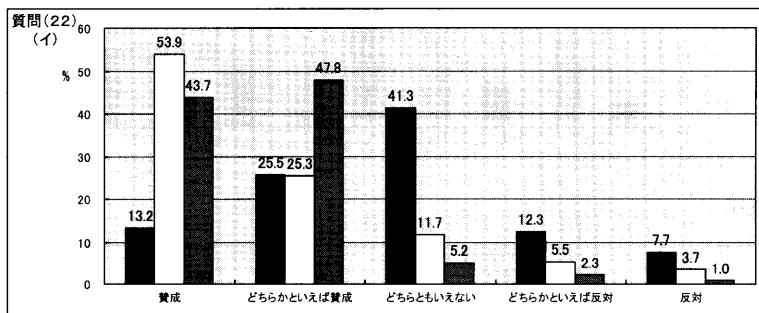
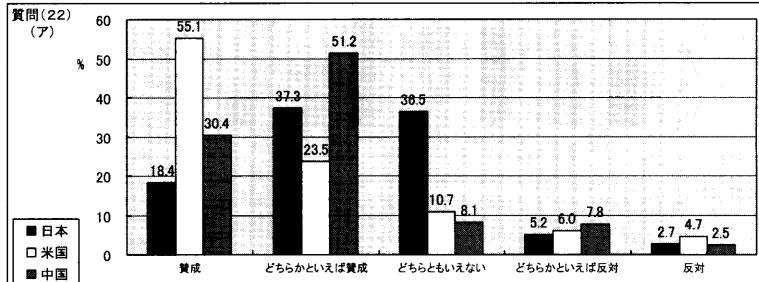
21. 質問(22)

法が、最終的に国家権力による強制によってその実効性を担保されていることから、権力的なものへの志向度と法に対する態度とが関連していると考え、これをさらに検討するために、質問(22)では、アドルノがファシズムに対する社会的性格研究で用いたスケール群から「「力」への志向度」としてスケール化されているものを用いた。

質問(22) 次の意見をどう思われますか。

	賛成	どちらかといえは賛成	どちらともいえない	どちらかといえは反対	反対
(ア)意志が強ければどんな弱点も困難も克服できる	1	2	3	4	5
(イ)若者にもっとも必要とされることは、きちんとした規律、ゆるがぬ決意、そして家族と国のために働き、また戦おうとする心である。	1	2	3	4	5
(ウ)自分たちの名譽に対する侮辱は、常に罰せられるべきである。	1	2	3	4	5
(エ)わが国がもっとも必要としているものは、法や政策以上に、少人数リーダー、それも人々が信頼をおくれる、勇敢にして疲れをしらぬ献身的なリーダーなのである。	1	2	3	4	5

(オ)人間は明確に、強き者、弱き者 の二種に分けられる。	1	2	3	4	5
---------------------------------	---	---	---	---	---



〈50〉「日・米・中法意識比較研究」調査基本報告書（河合、他）

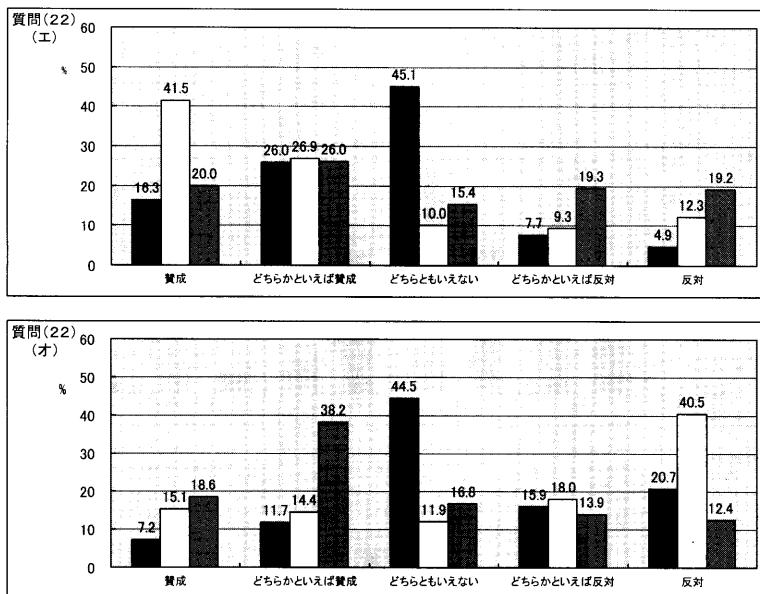


表21

		有意差検定			平均値	標準偏差	度数
		日	米	中			
質問(22)(ア)	日本	/	*	*	2.365	0.930	1044
	米国	*	/	*	1.816	1.133	987
	中国	*	*	/	2.007	0.959	4961
	合計				2.033	0.993	6992
質問(22)(イ)	日本	/	*	*	2.756	1.075	1042
	米国	*	/	*	1.798	1.079	984
	中国	*	*	/	1.691	0.759	4963
	合計				1.865	0.941	6989
質問(22)(ウ)	日本	/	*	*	2.579	0.863	1038
	米国	*	/	*	3.176	1.327	961
	中国	*	*	/	1.556	0.745	4961
	合計				1.932	1.062	6960
質問(22)(エ)	日本	/	*	*	2.590	1.009	1038
	米国	*	/	*	2.241	1.393	981
	中国	*	*	/	2.917	1.420	4961
	合計				2.773	1.384	6980

質問(22)(オ)	日本	*	*	3.312	1.138	1044
	米国	*	*	3.544	1.503	984
	中国	*	*	2.634	1.276	4963
	合計			2.863	1.342	6991

* は 5 % 水準の有意差があることを示す

まず(ア)によると、「意志が強ければどんな弱点も困難も克服できる。」に賛成の度合いは、アメリカ、中国、日本の順である。

次に(イ)によると「若者にもっとも必要とされることはきちんとした規律、搖るがぬ決意、そして家族と国のために働き、また戦おうとする心である。」に賛成の傾向は、中国、アメリカ、日本の順で強い。米中の差は少なく。日本が飛び離れて、賛成傾向は弱い。

また(ウ)によると「自分たちの名誉に対する侮辱は、常に罰せられるべきである。」という意見に対して、中国は、強く賛成、日本も賛成よりで続くが、アメリカはやや反対傾向である。

さらに(エ)によると「わが国がもっとも必要としているのは、法や政策以上に、少数リーダー、それも人々が信頼のおける、勇敢にして疲れをしらぬ献身的なリーダーなのである。」という意見に、アメリカ、日本の順で賛成が優勢である。中国は、賛成・反対五分五分に近い。

最後に(オ)によると「人間は明確に、強き者、弱き者の二種に分けられる。」という意見に対して、中国のみ賛成傾向、アメリカ、日本の順で反対傾向が優勢である。

全ての質問で三ヵ国間全てに有意差が認められ、しかも順位や傾向も異なっている。三国の違いは大きいと言わざるを得ない。